

<専門分科会の役割（位置付け）>

大阪府障害者施策推進協議会

- ・大阪府障害者施策推進協議会条例第6条
- ・大阪府障害者施策推進協議会要綱第2条を根拠に設置（下位組織へ権能委任）

手話言語条例評価部会

<調査審議する事項>  
手話言語条例に基づく施策への  
助言や評価等に関する事務

- ・大阪府障害者施策推進協議会  
手話言語条例評価部会運営要領第5条  
を根拠に設置（下位組織へ権能委任）

専門分科会

附属機関の役割として  
上位機関が「委任を受けた事項」の  
範囲内において、

大阪府

諮問等

答申（助言等）

日本財団に申請した内容のうち、条例で  
規定している施策内容及びその関連事項

こめっこプロジェクトのフィールド

日本財団・助成事業

分科会長（部会長）

委員 A

委員 B

委員 C

委員 D

委員 E

条例施策等  
に係る研究  
内容

学習指導  
要領など  
条例の範  
疇外